

令和6年12月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和6年12月6日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第69号 高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について
- 日程第3 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第4 議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第73号 工事請負契約の変更について
- 日程第7 議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）
- 日程第8 議案第76号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 日程第9 議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 議案第78号 令和6年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）
- 議案第79号 令和6年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山 啓	6番	今原 ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川 広昌	10番	北川 広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口 征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川 美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉 岡 初 浩
副	市 長	深 谷 直 弘
教	育 長	岡 本 竜 生
企	画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー		榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー		野 口 恒 夫
ICT推進グループリーダー		平 川 亮 二
総	務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー		久 世 直 子
財務グループリーダー		本 多 征 樹
市	民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー		神 谷 直 子
税務グループリーダー		西 口 尚 志
福	祉 部 長	磯 村 和 志
健康推進グループリーダー		中 川 幸 紀
こ	ども 未来 部長	磯 村 順 司
こども育成グループリーダー		板 倉 宏 幸
都 市 政 策 部 長		杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー		清 水 健
都市計画グループリーダー		村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー		芝 田 啓 二
上下水道グループ主幹		大 村 智 康

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

なお、質問者、答弁者においては、質疑、答弁は議題外に及ばないように簡潔なる質疑、答弁に御協力お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、総括質疑を行います。

通告がありましたので、発言を許します。

11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） お願いします。

本条例の制定の根拠、あるいは概要、あるいは理由、趣旨を説明願いたいということで、なぜこの定例会に制定を求めたのか御説明願いたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 本議案は、平成29年の地方自治法改正において新設されました、現在の地方自治法の243条の2の7第1項に基づくものでございます。

こちらは、市長、職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務行為が善意かつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を定め、その損害賠償責任の一部を免責することが可能となったことに伴い定めるものでございます。

概要といたしましては、職員等が市に対し損害賠償する責任を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その賠償の責任を負う額から職責等を考慮して政令で定める基準を参酌して政令で定める額以上で条例で定める額を控除して得た額について免れされる、職員が個人として負う損害賠償責任の範囲を画するというものでございます。

具体的に申し上げますと、この本条例2条の2項におきまして、市長については基準給与年額の2倍を損害賠償額の限度額とし、その他の職員や委員については基準給与年額の1倍を損害賠償額の限度額とするものになります。

こちらの制定理由といたしましては、まず、そもそもこの住民訴訟については、軽過失の場合でさえ過大な個人責任を負わせることによりまして、職員が職務遂行について謙抑的になってしまふ弊害があるということ。個人に対する責任として、あまりに過酷で非現実的な場合がある、公職の適任者を遠ざける等の指摘があったことから、法が改正されたものでございます。

高浜市におきましても、法改正趣旨と同様に職員等が謙抑的になるのを防ぎ、適切な行政運営を図ることを可能とし、また、昨今、住民訴訟が数多く提起される中で、今後の市の未来のために、長や委員や職員の適任者のなり控えを防ぐため、損害賠償額の範囲を画する条例を制定するものでございます。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今、説明がありましたように、本条例案は職員等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合と、国家公務員との比較によって定められた従うべき基準の範囲内で、地域の実情に応じた基準を定めることができますとありますけれども、この参酌基準とは異なる理由と根拠をお示し願いたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 参酌基準で6、4、2、1、これが定められております。

ただ、こちらと異なる計数とした理由や根拠といたしましては、議案の参考資料にもちょっと長い文章でございますが記させていただきました。このとおり幾つかございます。

1点目といたしましては、職員が違法な行為により相手方に損害を与えた場合に負う個人責任につきましては、国家賠償法上、職員はそもそも軽過失な場合は責任を負わないものとされていることとの均衡を図るべきと考えられることが挙げられます。

2点目は、参酌基準は従うべき基準とは異なりまして、必ずそのとおりにしなければならない、適合しなければならない基準ではなくて、十分参照しなければならない基準に過ぎないのであって、参照した結果、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも可能なものであるということが挙げられます。なお、この場合、参酌行為を行ったかどうかの問題となります。

基準給与年額に乗ずる計数が、6、4などの参酌基準によった場合、総務省の発表する2人以上の世帯の平均貯蓄額をはるかに上回る額でございまして、生活を維持していくことが困難となりますので、個人が責任を負う額としてはあまりにも過酷で、賠償を求めるには非現実的と言えることが挙げられます。

また、各委員についても、非常勤でありながら、その年度の報酬よりも過大な額となり、委員の帰責性に比して重い責任を負うこととなります。

昨今、住民訴訟が数多く提起される中、過大な責任を負わされるのであれば、仮に適任者がいらっしゃったとしても、今後はなり控えが生じてしまい、今後の市の人材不足に拍車をかけるおそれがあることが挙げられ、これは結果として、市民サービスの低下を招いたり適正な行政執行が確保できなくなるおそれがあるものと言え、本市における大きな問題点であると考えます。

また、参酌基準である6倍、さらに解職請求の対象となるものが4倍、その他の委員が2倍であるという乗数は、主にこれ営利企業を規律する会社法を参考としたものでございますが、会社法においてもこの乗数に理論的根拠はないとされていることが挙げられます。

したがいまして、必ずしも参酌基準を採用する必要はないと考えられます。

3点目といたしまして、従うべき基準も政令において定められ、基準給与年額の1倍と定められているにとどまることが挙げられます。すなわち、1倍以上であれば法令の要求するところを

満たしていると考えられること、これが挙げられます。

この1倍の基準は、国家公務員については、住民訴訟がなく個人の責任としては懲戒により最大1年の停職を受けることがあり、実質1年分までの給与を受けないことがあり得ることとの均衡を図ったものでございます。同じく公務員であり、重い責任を負うと考えられる国家公務員の責任との均衡からすれば、地方公務員につきましても基準給与年額の1年分の損害賠償を負うことを原則とするべきであると考えられます。そこで、この従うべき基準を基本として、市の職員の責任限度額を定めるべきものと考えられることによるものでございます。

したがいまして、原則的な基準給与年額に乗ずる計数を、条例案の2条2項において1と定めたものでございます。

とは申しましても、市長については、直接住民から公選される重い信任を受け、市の統括代表者として広い権限を有することに鑑みまして、職員と同じ1倍ではなくて2倍とすべきと考えました。

なお、参酌基準以外の基準によって条例を定めている他の先進市町さんにおいても、同様の基準となっております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回のこの参酌基準を、特に市長ですね、今まで基準給与年額の6倍であったところを2倍に下げる、いわゆる御自分で御自分の負担を軽減するという規範を出されてきたということについて、まず市長のお考えをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど先進的な自治体ということで、いわゆる近隣自治体、それから県内自治体というものは示されず、県外の5つの自治体が表示されておりますが、愛知県内の自治体における参酌基準の状況、これについても教えていただきたいと思います。今のが2点目です。

それから、3点目としまして、この、先ほどから多分この議案第68号の概要資料というところを用いて御説明されておりますが、こちらを読みますと、市長の場合、賠償責任の上限額が約9,264万円となっております。となると、いわゆるこれは多分6倍ということに計算して、基準給与額が約1,544万円ということではよろしかったのかという確認。

それから、次、4点目ですね、条例後の参酌基準になった場合の副市長、教育長、それから今、公平委員会とか農業委員会とかいろいろ言われましたが、このあたりの方については、基準給与額については非常に低いかと思います。それぞれのこの基準給与額、それから、特に上3つですね、6倍が2倍になる、4倍が1倍になる、2倍が1倍、それぞれ賠償額の限度額というのが幾らになるかについても教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲）　じゃ、ここで一旦切ります。

行政グループ。

○行政G（久世直子）　まず、1点目につきまして、自分で自分の責任を減額するということがございますけれども、必ずしも市長の責任だけを減額するものではなくて、副市長ですとか教育長さん、教育委員さん、選管委員さん、監査委員さん、公平委員会委員さん、農業委員会委員さん、固定資産評価審査委員会の委員さん、いろいろな方が含まれます。

また、条例というのは、1回制定しまして施行した後は、その後は効力を発揮しておるものがございますので、これはあくまで今後の市の未来のための人材不足を、なり手不足を解消するためのものというふうに位置づけられるかと存じます。

また、2点目といたしまして、県内の制定状況でございますけれども、県内の自治体は、私が把握している限りで13ほどあるかと思っておりますけれども、いずれも参酌基準のままでございます。

また、市長さんの、参考資料にございますとおり、およそ参酌基準ですと9,264万円ということになりますので、基準給与年額がおよそ1,500万円というところになります。

4点目、参酌基準によった場合のほかの委員さん、副市長さんですとか委員さんの金額というところでよろしかったでしょうか。

そちら、参酌基準によりました場合は、副市長さんの場合はおよそ5,133万円、教育長さんがおよそ4,469万円、教育委員さんがおよそ三十四、五万円ですね、で、選管委員さんもその額、監査委員さんがおよそ273万円、公平委員会委員さん、農業委員会委員さん、固定資産評価審査委員会委員さんがおよそ17万2,000円程度でございます。

あとは、条例によった場合の本人限度額について申し上げますと、副市長さんの場合が1,283万円程度、あとは、教育長さんが1,117万円程度、教育委員会委員さんが8万6,400円程度、選管委員さんも同額でございます。あとは、監査委員さんが68万4,000円程度、あとは、公平委員会委員さん、農業委員会委員さん、固定資産評価審査委員会委員さんが8万6,400円ということでございます。

○議長（杉浦康憲）　13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈）　すみません、まず、今の参酌基準というのが、条例前なのか、この6、4、2、1なのか、2、1、1なのか、どちらかちょっとよく分からなかったもので、そこについては……

○議長（杉浦康憲）　倉田議員、それは再質問になりますか。2問目ですか。

1問目、1回目の続きなら、その今の発言はやめてください。

○13番（倉田利奈）　分かりました。

では、退職金についてお伺いしたいと思います。

吉岡市長がこの任期満了で退職する場合、幾らになるかということと、また、市長、副市長、

教育長の退職金は1期当たり幾らになるか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、退職金はこの議案には関係ない、範囲外だと思いますが。

○13番（倉田利奈） 先ほどから2人世帯の貯金額の平均値とか言われておりますので、そこらも含んでいただかなければ、これ、返答できませんのでお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 因果関係はないと思います。

○13番（倉田利奈） 因果関係ありますよ。

平均貯蓄額で言ってみえますので、どれぐらい収入があるかということ……

○議長（杉浦康憲） それは、個人の方の収入額だと報酬額も外もありますし貯金もありますし、その貯金を聞くということはおかしいと思いますので、個人の方の。

○13番（倉田利奈） 個人の方の貯金ではありませんよ、退職金のお話をしておりますので。

○議長（杉浦康憲） 退職金もそれに類すると思います。

○13番（倉田利奈） なぜ退職金を聞いてはいけないのか。

○議長（杉浦康憲） 議題の範囲外ということです。

○13番（倉田利奈） 退職金というのは個人の所得になりますので……

○議長（杉浦康憲） 議題の範囲外ですので、質問を変えてください。

○13番（倉田利奈） おかしいですね。

○議長（杉浦康憲） 議題の範囲外ということのほうがおかしいです。

○13番（倉田利奈） 全く分かりません。

これ、2人世帯以上の貯蓄額の平均値が……

○議長（杉浦康憲） 聞いていますか。

質問を、じゃ、そこまで続けるんでしたら質問を止めますけれども、いいですか。

○13番（倉田利奈） 今、次の質問をしています。

○議長（杉浦康憲） 次の質問ですか。

○13番（倉田利奈） 示されていますが、これについては市長の給与年額当たりの収入世帯による貯金額の平均額なのか、所得に限らず全ての世帯の平均額なのか、具体的にどのような世帯の平均額になるのか、これ教えていただきたいと思います。この平均値の1,904万円というのが、これ分母よく分かりませんので教えてください。

それから、市長においては、直接先ほど言われているように、公選制で市民から負託を受け、市の統括代表者等として広い権限を有することを鑑みれば、職員と同じ基準とすることは相当ではなく市長の責任限度額が2倍とすべきと資料に、先ほどから説明もありますし資料に書かれていますが、なぜこれが2という数字になるのかというのが、先ほどの説明ではよく分からなかったので御説明ください。

特に、これ、今まで国の参酌基準、地方自治法では6倍なんですけれども、その3分の1にし

たという理由についても教えてください。

それから、同様に、副市長につきましても4倍から1倍、約今回4分の1に減るんですよね。この数字についても、なぜこの数字になったのかについてもお答えください。

○議長（杉浦康憲） まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） じゃ、ここで切ります。

行政グループ。

○行政G（久世直子） 最初の平均世帯の貯蓄額が1,904万円というところで、参考資料にも書いてございますし、先ほど申し上げたと思います。

で、こちら、総務省が令和6年5月17日に発表しております家計調査報告によったものでございます。で、これによりますと、2人以上の世帯の平均貯蓄額は、1世帯当たり貯蓄現在高1,904万円ということになっております。なお、中央値は1,107万円となっております。

ですので、こちらは特に市長世帯とかそういうことではございません。

続きまして、じゃ、なぜ2倍なのかというところですけども、まず、先ほど申し上げましたとおり、通常の職員よりも高い額、重い権限があり重い責任を有するということでもまず2倍に、ちょっと1倍とは変えるべきであるというところがございます。

また、基準給与年額で申しますと、およそ1,500万円ではございますけれども、可処分所得でいいますとおよそ1,000万円ということになりまして、市民から負託を受けた期間、これは1期4年間では実質的には4,000万円ということになりまして、参酌基準では、その期間の収入をもっても弁済することはできないため、その実質収入額の範囲内である2倍と設定しているところがございます。

副市長につきましては、他の職員よりは確かに重い職責を有しておられます。ただ、市長と異なりまして副市長は、解職制度の対象とはなりますものの、市長とは異なりまして直接公選されるわけではなくて、また、市長の職務権限を代理することはあるものの、単独で市長のような強大な権限を有しているものではないというところで1倍ということといたしました。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 先ほどから、重大な過失、善意かつ重大な過失がない場合ということなんですけれども、これの判断については、どこで誰がどうやって決めるのかについて、よく分からないので教えていただきたいのと、あと、先ほど御説明があるように、公職の責任者を遠ざける……

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、先ほどという言葉を使っていますが、それは再質問ですか。

○13番（倉田利奈） まだ1回目です。

○議長（杉浦康憲）　じゃ、先ほどとかそういった紛らわしい言葉はやめてください。

○13番（倉田利奈）　公職者の責任を遠ざけるという、ちょっと意味が分からなかったのと、あと、地域に応じた基準という、この地域に応じたというのはどういうことで応じたのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（杉浦康憲）　倉田議員、もう一度聞きます。

これは再質問になりますけれども、大丈夫ですか、2回目ということで。

○13番（倉田利奈）　1回目です。

○議長（杉浦康憲）　今、先ほどのというふうなことで聞かれていましたよね。

○13番（倉田利奈）　1回目です。

○議長（杉浦康憲）　先ほどということを聞いていましたよね。

○13番（倉田利奈）　先ほどではなくて1回目です。

○議長（杉浦康憲）　いや、先ほどのという言葉で今聞かれていましたよね。議事録確認しましょうか。

○13番（倉田利奈）　先ほどは、じゃ、削除してください。

1回目です、お願いします。

○議長（杉浦康憲）　紛らわしいのであれですけれども、じゃ、これで1回目は終わりですか。

○13番（倉田利奈）　はい。

○議長（杉浦康憲）　じゃ、答弁をお願いします。

行政グループ。

○行政G（久世直子）　1点目、過失の判断基準は誰が、判断は誰が行うのかというところの質問でございます。

過失の判断者につきましては、制度上は市の債権管理といたしまして、一時的には長が条例適用、重過失の有無があるかどうかということ来判断する可能性もございます。ただ、実際には、住民訴訟が提起された後に、当事者の主張により裁判所が重過失の有無を含めた条例適用を判断することになると考えられます。

すなわち、免責条例の適用の判断は、地方自治法の240条の債権の管理等として、一時的には執行機関の長が判断する仕組みとされてはいます。ただ、市は、行政活動が適法であることを前提としているのが通常ですので、現実的には、長がこの債権の存在を認識せずに行使しない場合等が想定されています。この市の債権管理やこの判断も含めまして、住民監査請求や住民訴訟が提起された後に、訴訟上の免責条例の適用に関する主張により、最終的には裁判所が重過失の存否を含めた免責条例の適用の有無、これ来判断することになるかと思われれます。

免責条例のこの制度上は、この重大な過失があるか否か、これにつきましては、住民訴訟を通じて最終的には裁判所がこの存否を判断する構造となっていると考えられます。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、2回目です。

○13番（倉田利奈） 私は、やはりこの間の住民訴訟を見ていると、市、そして市長に対する住民訴訟が行われているということなので、それからこの基準給与年額を見ますと、市長以下1倍、1倍なんですけれども、特に各委員さん、それから職員さんにつきましては、いわゆる基準給与年額ですね、それほど高いものではないので、特に私これ問題はないかと思うんですけれども、やはりこれ市長、先ほど私は市長の考えを聞きたいということを聞いておりますので、ぜひなぜ市長が、御自分が御自分を軽減する議案を出してきたこと。これについて私は、市長のお考えが先ほど答弁漏れでございましたのでお願いします。

それから、先ほどから参酌基準ということでお答えいただいているんですけれども、金額それぞれ言われているんですけれども、その金額が、これ条例案の参酌基準なのか、それとも地方自治法の参酌基準なのか、金額で言われた場合はどちらを言われているのかがよく分かりませんでしたので、そこについてもう一度御説明いただきたいと思います。

それから、先ほどの1,904万円の平均値なんですけど、令和6年5月17日の家計調査報告ということになりますと、いわゆる低所得者世帯とか、副市長いいですか、お話ししても。聞いていただいていいですか。低所得者世帯全ての世帯の平均値ということによろしかったかどうか。そのことについてもお聞かせいただきたいのと……

○議長（杉浦康憲） まだありますか。

○13番（倉田利奈） あります。

○議長（杉浦康憲） じゃ、ここで1回切ります。

行政グループ。

○行政G（久世直子） 自分で自分の責任を軽減する条例というところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、必ずしも職員、市長、副市長、職員だけではなくてほかの委員さんも含みます。

また、現在の存在している市長さん、副市長さん、委員さん、職員だけではなくて未来に向けて、あくまで市の未来に向けての条例制定であるということでお考えいただければと存じます。

で、また、参酌基準、条例案か参酌基準が分からなかったということなんですけれども、参酌基準というのはあくまで政令で定められているものでございまして、条例の基準とは異なっております。

また、先ほどの1,904万円、この家計調査報告でございますが、こちら2人以上の全ての世帯であると総務省では発表されているかと考えております。

すみません、あと、先ほど聞かれたことで、公職の責任者を遠ざけると申しました。こちらは、要するになり控えを防ぐ、例えば、職員であれば昇任控えがあるとかそういうことでございます。

また、地域の実情に応じた点といたしましても、先ほど申し上げましたとおり、訴訟が非常に

多く提起されておるということと、市における人材不足を解消する必要があるというところでお考えいただければと存じます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 今、説明をさせていただきましたけれども、市長が自分のいわゆるこの免責条例を出すということを言われたんですけれども、これ当然執行部が出さざるを得ない話なものですから、出すのは当たり前なんです。

ただ、皆さんが判断をして議決をしていただくということで出させていただいているわけです。

で、なおかつ、倉田議員、私は未来永劫首長をやるというふうに言っていたいておるのかなというふうに思いますがあり得ないことで、途中で死んじゃいますから、本当に。いつまでもやっていたら。

だから、それは、誰になるか分かりませんが、私は、ずっと続けるにしても次の人がやるにしても、やはり将来を考えたらそういう条例は必要ではないかなということです。やれということですかね、私に。そういうことであれば、また話は別でございますが。

また、先ほどから出ている参酌基準について会社法の話が出ていましたけれども、会社法自体も乗数に関しては根拠がないということでありますし、そもそも会社と自治体、公選で選ばれる私どももそうですけれども、私もそうですけれども、私が任命する副市長にしてもそうですけれども、ちょっと違いますから、組織は。そこを参酌するといったときには、あくまでもやはり参考にさせていただいた上で、法律にのっとって提案をさせていただいておるということでございます。

私が私のためにやっとなということであれば、ずっとやれということであればそうかもしれません。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

2回目、13番、倉田議員。2回目の質問の続きをお願いいたします。

○13番（倉田利奈） 先ほどいろいろ言われているんですけれども、上記以外の職員というのは1倍から1倍で変わらないんですけれども、だけど、私は先ほど言っているのが、職員より先ほど公職者であることから2倍だというんですけれども、ちょっとそれが、その6から2、例えば6から3でもいいわけだし、副市長に対しても4倍から2倍にしてもいいわけだし、ちょっとそこら辺の根拠についてあまりよく分からなかったのので教えていただきたいのと、あと、先ほどから、重大な過失かどうかの判断については、存否については裁判所が決めるということだったんですけれども、これについては、いわゆる判決で今後決められていくということになるんでしょうか。これはまた別で決められていくんでしょうか。そのあたり教えていただきたいのと、あとは、こちらに関する条例の規則というのはございますでしょうか。そのあたりについても教えて

いただきたいのと、あと、先ほどから、「先ほど」やめますね、適正な行政執行ができないという説明があったんですけれども、それについて、なぜこれ適正な行政執行ができないのかがちょっと、私ちょっとこの理屈が分からないので教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 1問目につきまして、1倍のままのところ、これはよいのではという話でございました。

市長につきまして6倍から2倍にしておくこと、副市長につきましても4倍から1倍にしておく点につきましても、先ほど説明いたしましたとおりのことでございまして、任期における可処分所得額ということで考えてございます。

また、過失の有無につきましても、判決で決めるということころであると認識しております。

また、3点目、こちらの条例についての規則というのは、現在のところ制定は考えておりません。

また、行政執行ができないではないかというところについてでございますが、こちらは法の改正、こちらの条文を新設するこの理由にもなっているのでございますけれども、例えば、財政難にありまして地方分権の中で、ほかに様々な行政施策を打って出なければならぬところ、政策判断に対する過度の慎重化や、安易に前例踏襲や事なかれ主義に傾倒するというようなことがよく指摘されておるところでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第69号 高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、第2条における「子ども」の定義というのが、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある者となっていることから、いわゆる就職されていたり自立をされている方についても対象になるという理解でいいのかどうかということが1つ目。

それから、2つ目としましては、受け取りが保護者等になっているんですけれども、施設とかに入所されているこの「子ども」の定義に当たる子供についてはどのようなのか教えていただきたいと思います。

それから、今後マイナンバーカードを国が普及していくという点で、いわゆるこの条例でいくと母子医療受給者証とかをもらっている、今まで受給されてる方については、そちらが優先にな

るということになると思うんですけども、そうなった場合、マイナンバーカードとともに引き続きこの母子受給者証を持っていかないと、いわゆるこの条例の適用にならないのかなと思うんですけども、そのあたりの取扱いについて、市民に分かりやすく御説明いただきたいと思います。

それから、よろしいですか、まだ続けても。

○議長（杉浦康憲） あとまだ何問ありますか。

○13番（倉田利奈） まだ二、三問ございます。

○議長（杉浦康憲） じゃ、ここで一度。

市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） まず1問目、18歳までの方で就職等の方が対象となるかという質問でございます。こちらは対象となります。

あと、2番目、施設等に入っている子供はどうなるかということですが、こちらのほう、受給資格者は子供の保護者ですが、高校生等が国民健康保険法や各法の世帯主、被保者又は組合員である場合は当該高校生となるというふうになっておりますので、そのとおりになっております。

で、続きまして3番目、受給者証はというところですが、今回、参考資料にも載っておりますとおり現金給付となりますので、受給者証のほうは交付する予定はございません。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回の制度改正につきまして、高校生世代については、いわゆる入院費のみが対象となるということですし後から給付されますよということなんですけれども、これ本当に、非常に分かりづらいところが、なかなか市民の方に御理解いただくのが非常に難しいかなと思うんですけども、周知についてはどのように今後されていくのかということと、あと、さきの9月議会におきまして、高校生年代までの入院費の無償の理由として、高校生年代を児童手当の支給対象として、国の基本政策の中で位置づけられたこと、それからもう一点が、児童手当の財源において、国と地方との負担割合が変更されたということで市の財源負担が軽減したこと、これを理由に高校生年代までの入院費の無償をしますよ、いわゆる財源が保障されたからしますよという御答弁がありました。で、高校生年代を児童手当の支給対象とした補正予算及び児童手当における国と地方との負担割合が変更されたのが、これ、高浜市においては令和6年の5月の補正予算になっています。で、いわゆる国では3月の予算成立に基づいて、多分3月の当初予算には間に合わなかったんで5月の補正予算で補正していただいたことは理解できるんですけども、それであれば、逆に今年度中に、これ、できたんですけども、なぜ来年4月1日を成立、施行日としてこのタイミングになったのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） まず、周知につきましては、本議案が可決されましたら、市広報や

市ホームページ等で周知してまいります。

次に、なぜこのタイミングでというところですが、9月定例会の鈴木勝彦議員の一般質問で答弁したとおり、理由は3点ございます。

これまで、市長会等を通じ、将来を担う子供たちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、全国一律の国の子ども医療費助成制度を国へ働きかけてまいりましたが、現時点では国の基本施策として実現するめどが立っていないこと。

2点目、高校生年代は、年少人口ではなく生産年齢人口として位置づけられておりますが、国が策定したこども未来戦略において、本年10月から高校生年代に対する児童手当の支給が始まり、国の基本施策の中で高校生年代が次世代を担う子供と位置づけられたこと。

3点目、子ども・子育て改正法が本年6月に交付され、児童手当財源について、国と地方の負担率の変更となり市の財政負担が減少することとなるため、入院医療費の無料化を高校生年代まで拡充する財源のめどが立ったこと。

以上のことから、財源だけでなく総合的に検討した結果、令和7年4月から子ども医療費の助成拡充することに至ったところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

2回目になりますので。

○13番（倉田利奈） すみません、ちょっと全く私の質問の意図に対するお答えがいただけていないんですけれども、入所している子供については対象となるということはこれを見れば分かるんですけれども、支給が本人またはその保護者ということになっているので、こういった申請をして本人がもらえるのかということがよく分かりませんので、そこをお聞きしているところでございます。

それから、マイナンバーカードの件なんですけれども、現金給付になる、それは分かるんですけれども、例えば、母子受給者証による医療費の無償の方につきましては、こちらが優先されるということになると、やはり後から現金支給よりも、これ母子受給者証をマイナンバーカードと一緒に持って行って受診したほうがいいのかどうか、そのあたりが多分市民の皆様もよく分からないと思うので、そういう手当に係る方についての対応を、年齢ごとに違うのかどうかにつきましても御説明いただかないと、私も分からないから多分市民の方もこれ分からないと思うので、その説明がいただきたいと思っております。

それから、周知について広報とホームページですよということなんですけれども、それでは私全然足りないと思うので、個別通知なのかどのようにするのか、そのあたりは全くなくて広報とホームページだけということでしょうか。

2回目、まだいいですか、引き続き。

○議長（杉浦康憲） あと2つですよ。

1 回切りでしょうか。

市民窓口グループ。

○市民窓口 G（神谷直子） 入所した子供ということですから、保険証の世帯主、または被保険者の組合員という場合に高校生にお支払いするということです。施設の子供がどういう状況かということによるものかと考えております。

次に、母子受給者証をお持ちの方ですけれども、こちらのほうは、母子受給者証をお持ちの方は、母子受給者証のほうを優先してまいりますので、そちらのほうを使っていただければと思います。

次に、個別通知はというところですが、個別通知については予定はしておりません。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 先ほどの施設の入っている方ということの御質問、受給者が誰になるかということで、この条例の定義にもございますが、保護者といいますのは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に子供を看護する者を言うということになっておりますので、誰が看護しているかという、その人が受給対象者になっておるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 13 番、倉田議員。

○13 番（倉田利奈） マイナンバーのことよく分からなかったんですけれども、なぜ今回市長が子ども医療費（入院）を高校生世代まで拡大しますよということを言ったかの理由については分かりました。分かったので、それ、同じことを多分おっしゃっていると思うんですけれども、ただ、そのおっしゃっている理由に基づく予算措置は、もう 5 月の補正予算でされているし、国としてはもう、高校生世代までは児童手当の支給はもう去年の 6 月に閣議決定もされていて、3 月に予算も成立しているんですよね。だから、もうこれ分かっていることだと思うんですよね。分かっていることだから、なぜ今年度中にできないのかということが私、分からなくて、なぜこれ 4 月 1 日にしたのかというところを聞いていますので、そこを私はお答えいただきたいんですよね。

なぜこれを、この条例を上げたかについては分かりました。ただ、やるタイミングがなぜここの、4 月 1 日からなのかというところをお聞きしております。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口 G（神谷直子） 9 月定例会での勝彦議員の一般質問で市長が答弁申し上げた中で、子ども医療費の助成拡大については、令和 7 年度におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組の一つとして検討する旨、答弁しております。

で、その結果、総合的に検討した結果、今回の条例改正に至っております。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案については、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、総括質疑を行います。

質疑については通告がありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

本議案については、付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） それでは、まず、この行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に基づき、今回、条例のほうも一部改正するわけですが、この法改正について、非常にちょっと分かりづらい部分があるものですから、改めてちょっと内容のほう説明をお願いします。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 今回、国の法律の一部改正では、移動端末設備、いわゆるスマートフォンのことですが、スマートフォンを用いて個人番号カードを代替するための仕組みの創設や次期、次の個人番号カードの片面記載事項から性別を削除することとされました。

なお、市の条例一部改正が必要となった理由としましては、前者の移動端末設備を用いて個人番号カードを代替するための仕組みを規定するために、新たにカード代替電磁的記録という定義が法律第2条第8項に追加され、条項ずれが生じたからでございます。

○議長（杉浦康憲） 2番、荒川議員。

○2番（荒川義孝） ありがとうございます。

で、この法律について、政府のほうは、デジタル社会の基盤であるマイナンバーとマイナンバーカードの利用推進に関する各種施策を講じて、もって国民の利便性の向上と行政面の効率化を図ることを目的として議論を重ね、この改正法を令和6年12月2日に施行しているわけですが、これに伴って本市の条例も条ずれということで改正を行っていますが、これ実際、市民への影響はどのようになるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） ICT推進グループ。

○ICT推進G（平川亮二） 今回の条例一部改正については、議員言われるとおり国の法律の条項ずれに対応するものでございますので、市民にとっての影響というのは特段ございません。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案については、議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

10番、北川議員。

○10番（北川広人） それでは、72号の介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、お聞きをさせていただきます。

これ、宅老所のじい&ばあが廃止されるということに伴って、いっぷくのほうに利用を変わっていただくというものになると思いますけれども、いっぷくのほうも結構、面積的に風呂場を直したりだとかいろいろとされたと思うんですけれども、手狭ではないのかなということをちょっと懸念するところであります。そのところ、現状、じい&ばあの方々、じい&ばあ使ってみえた方々がどれぐらい移動を見込んでみえるのかということ。

それから、もう一つは、じい&ばあは、結構ランチサービスが好評で多くの方が使ってみえたと思うんですけれども、いっぷくのほうというのは、もう昔からあそはうどんをやってみえて、で、キッチンがそれぐらいのレベルのキッチンしかなかったと思うんですけれども、今後いっぷくでのランチサービスみたいなものというものをどういう方向で考えてみえるのかというところをお聞かせをいただければと思います。お願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 現在、週3日、水、土、日でじい&ばあを御利用されてみえる方がいっぷくのほうに移転をしていただくという形にはなります。

じい&ばあの移転というか利用状況につきましては、今年度の実績として1日当たり平均9.0人と見込んでおります。

そして、いっぷくへの宅老所の集約化により、容量的に厳しいのではないかということに関しましては、耐震性があるとの診断がされたいっぷくでは、全ての宅老所を集約をして月曜日から日曜日まで毎日使用することとなってまいります。施設のほうでは、おっしゃられたとおり、それぞれの宅老所の利用者の皆さんを受け入れられるよう、使用されていなかった大浴場の部屋を一般の部屋に改修する工事も現在行っておりますので、容量的にも十分確保されていると考えております。

続きまして、じい&ばあで行ってございましたランチサービスが、いっぷくに移転することによって今後の昼食についてという御質問ですが、移転後の昼食につきまして、いっぷくの調理設備

の制限もありまして、市販のお弁当の提供により1食当たり500円前後で予定しておりますが、お弁当の内容が偏らないよう複数の事業者によるお弁当を提供して、利用者の皆さんが飽きないようにしてまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） ありがとうございます。

今、お弁当という話がありましたけれども、じい&ばあで、要はボランティアでいろいろと調理をやっていたりだとかお世話をしていただいた方が結構みえたと思うんですけれども、そういった方々というのは今後どのような形で関わっていけるのかというのがお聞かせいただければと思います。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 昼食づくりで活躍されておられました食事ボランティアさんの今後につきましては、宅老所事業につきましては平成13年度から始まっています、既に20年以上となっております。（後述訂正あり）

ボランティアさんの中には、加齢に伴って宅老所の移転を転機に引退したいという声も伺っております。一方で、引き続き、いっぷくにおきましてボランティア活動を継続していただける皆さんに対しましては、利用者の皆さんのお世話や昼食の準備、発注などの支援などで御活躍していただく予定をしておりますのでお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 今のちょっと答弁のほうで訂正をさせてください。

平成13年度から始まりということでお伝えしましたが、平成11年からの誤りでありましたので、修正をお願いします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

柴口議員。

○12番（柴口征寛） 今のお話の中で、じい&ばあ現在の利用状況で9人という話あったんですけれども、今利用されている方、これ全員がいっぷくへ移る予定かどうかについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 現在、21名の皆さんが利用登録をされておられますが、移転に伴いまして5名の方が今後の利用は辞退をされるというアンケートの結果となっております。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 全員が移ることではないとのことなんですけれども、例えば、今ちょっと同じ町内ですけれどもちょっと遠くなるからだとかそういった、移らなくて利用をやめる理由について、もし分かれば、把握されていればお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 継続利用を御辞退された方からは、宅老所が変更になって歩いていけない距離になったとか、この際だからというような御意見をお聞きしたことはございます。

それであったとしても、まずは今後の移転につきまして皆さんのほうにアンケートをさせていただいていますが、いっぷくの改修工事が終了しましたら、改めて皆様方に御案内をしていただいて、アンケートを再度取ります。そういったときに、今後新たに利用希望をされる方も含めまして全員の受入れができるように調整をしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案につきましては、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議案第73号 工事請負契約の変更について、総括質疑を行います。

通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

本議案につきましては、福祉文教委員会に付託いたします。

暫時休憩します。再開は11時。

午前10時53分休憩

午前11時00分再開

○議長（杉浦康憲） 会議を再開します。

日程第7 議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）について、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款、項、目、節をお示しいただくようお願いいたします。

歳入歳出を分けて質疑を行いますので、初めに、歳入についての質疑を行います。

通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） では、歳入についてお伺いしてまいります。

18款1項1目、ちょっとページ数は出てこないですけども、財政調整基金繰入金と公共施設等整備基金繰入金についてお伺いするんですけども、これに当たって、この令和6年度の12月補正予算書の概要というのを見ていただけますでしょうか。補正予算書ではなくて、この概要資料があるかと思うんですけども、ここの一番下を見ていただきますと、財政調整基金の補正前の残高が……補正予算書ではなくて概要のほうをぜひ御覧くださいね。概要の一番下ですね。

財政調整基金の補正前残高が10億4,630万6,282円であったところ、今回補正額が1億4,065万

7,000円となって、補正後残高が9億564万9,282円となって、これ初めてこれ補正後残高が10億円切ったんですね、今回。で、これこのままこの補正予算が可決されると、財政調整基金が約9億円余りしかないということが判明いたします。公共施設の整備基金についても、補正後の残高が1億8,002万4,760円と示されております。ほかにも細かい金額の基金がありますが、合計で10億円余りで、もう一度補正予算書の42ページに戻っていただきますと、こちらが42ページの基金繰入金の合計が9億6,520万6,000円となっているんですよ。

それを考えると、いわゆる歳入歳出、いわゆる足りないから9億6,520万円貯金から切り崩した。で、来年度も同じように、これ9億円以上財政調整基金を一般会計繰り入れた場合、基金は財政調整基金をはじめとする基金、これが1億ぐらいしかないということになってしまいます。これすごく危機的状況かと思うんですけど、この状況についてどのようにお考えなのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

特に、総務部長は、10億円堅持できるようにということで、さきの決算委員会おっしゃっているので、特に総務部長、この状況についてどうなのかというところ、評価していただけたらと思います。まず、それが1問目です。

それから2問目といたしまして、21款1項1目ふれあいプラザ改修事業、これ、このタイミングでの補正、なぜこのタイミングでなったのか。それから、起債をした理由、起債が増額となった理由について、併せてお聞かせください。

で、次ページの歳入、21款1項2目たかはまこども園の駐車場整備事業、これ、いつどの事業で計上された予算についての補正予算なのかちょっとよく分からなかったんですけども、当初予算の公有財産購入費の土地購入費になるのかなというところでちょっと確認と、それから、これ、今回整備事業となっているんですけども、当初予算のときは公有財産購入費、土地購入費になっていて、事業名が補正予算で、これ、変わっているんですけども、その理由についても、もしそうであればその理由について。

それから、これ、土地の買戻し、いつ買戻しされたのか。それから、再度このときの買戻しの目的及び起債の目的についてもお答えください。

あと、多分公拡法に基づく、これ、購入であったと思いますが、税務署に出したときの購入の理由についても併せてお願いしたいと思います。

それから、歳入の最後、21款1項3目の公園事業についても、このタイミングでの補正となった理由、起債した理由についてもお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 財政調整基金は、7年度当初予算を組むときには1億円ぐらいになってしまうんじゃないかという御心配をされておりますが、10億を下回っているのは、実はこの6年度の当初予算の時点でも9億4,600万円ぐらいになっておりましたので、その時点でもう10億

を下回っておりますし、長期財政計画上も、6年度から8年度までは非常に厳しい状況の中で10億を下回るということは、それについてはもう御案内したとおりでございます。

で、じゃ、7年度当初予算のときに財政調整基金が1億まで枯渇していくのかというところでございますが、そこは大丈夫だというふうに認識しております。できましたら10億ぐらいを堅持できるように今取り組んでいるところでございますので、御心配なされないようにお願いします。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ、今の続きでよかったですか。

今の続きで。

財務グループ。

○財務G（本多征樹） では、続きまして、21款のほうですね、市債の関係でお答えをいたします。

まず初めに、21款1項1目ふれあいプラザ改修事業、増額補正としております。こちらにつきましては、耐震改修を進める必要があるとされました南部ふれあいプラザにおいて、早急に耐震家屋にということで、現在、耐震補強工事をしているところでございます。

で、その財源としまして地方債のほうを活用しているところでございますが、このたび充当率の高い地方債事業へと変更をさせていただくことから増額を、260万円増額をするものでございます。

なお、この地方債の増額補正に伴いまして、歳出のほうで、2款1項3目市民活動支援費の財源内訳におきまして地方債のほうを同額260万円計上しまして、財源構成のほうを変更しておるところでもございます。

続きまして、市債の21款1項2目たかはまこども園の駐車場整備事業でございます。こちらにつきましては、事業名としては地方債として事業名を掲げておるところでございます。たかはまこども園の駐車場整備事業ということでございます。

で、こちらにつきましても市債のほうの増額というところでございますが、こちらにつきましても先ほどと理由としては同様でございますが、この土地の購入に当たっての財源として地方債のほうを活用しているというところ。その地方債につきまして、充当率の高い地方債事業へと一部変更させていただくことから、増額補正として90万円の増額とするものでございます。

なお、この市債の増額補正に伴いまして、こちらも同様に歳出のほうであります、3款2項2目保育サービス費の財源内訳におきまして、地方債のほうを同額90万円計上しまして財源構成のほうを変更しているというところでございます。

そして、3点目の市債、21款1項3目公園整備事業でございます。こちら市債のほうを増額というところでございますが、こちら後世山公園の工事というところで、水銀灯のほうをLED照明器具に更新というところでございますが、その工事費の財源として地方債のほうを活用して

いるところでございます。その地方債を充当率の高い地方債へと一部変更しておりますことから、今回30万円の増額をするというものでございます。

なお、こちらの市債の増額に伴いまして、同様に歳出のほうで8款5項4目公園緑化費の財源内訳におきまして、地方債を30万円計上して財源構成のほうを変更をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 先ほどの2目の民生費の児童福祉債のたかはまこども園駐車場整備事業について、議員おっしゃられるように公有財産の土地購入費に相当すると財務グループリーダーが答弁したとおりでございます。

買戻しにつきましては、今手元資料ないのであれですけども、6月に買戻しをして、目的としてはこども園利用のため、税務署の協議の目的も同様の理由というふうにしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すみません、何点かお聞きしたいのと、それから、答弁漏れがありますのでお願いしたいと思います。

まず、今総務部長が、既に10億下回っていて9億円余りだよということで、でも大丈夫ですよと言われたんですけども、この大丈夫って言ったその根拠が分からないので、まずそこを教えてくださいたいのと、私はちょっと大丈夫と思えないのでぜひ教えていただきたいと思います。

それから、21款1項2目のたかはまこども園の駐車場整備事業、これが本当にどこのものがこれ補正になったのかが、本当に私、探しに探しまくったんですけども、今、こども育成グループリーダーの話だと、公有財産購入費の土地購入費ですよということだと、こういう形で書かれるとちょっと全然分かんないんですね、それがどこで上がったものに対する補正かということが。なぜ事業名が補正予算で変わってしまうのか、そこを教えていただきたい、答弁がなかったかと思います。

それから、3款2項2目ですよということなんですけれども、3款2項2目のどこかがこれちょっと分からないので、詳しく教えていただきたいのと、それから、6月に買戻しをされて、こども園の利用ということなんですけれども、これたかはまこども園ということなのかということと、今、なんか駐車場のようになっているんですけども、誰のための、駐車場利用なのかという理由なのかという、誰のための、保護者なのか職員なのか、そのあたりもちょっと教えていただきたいのと、同様に、詳しく、多分税務署に出された理由についても、もう一度詳しく教えていただきたいと思います。答弁漏れのないようにお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） さっき13番議員のほうで、7年度当初予算の編成時の時点では1億円

ぐらいまで財政調整基金が枯渇するのではないかということをおっしゃいました。

で、確かに去年の同時期と比較すると、4億ちょっと財政調整基金も減少しておるところでございます。

で、ただ、今後3月補正に向けて、その辺は若干財調も増えてくる中で、また今年7年度の予算編成、当初予算編成を行っている中で、枠配分予算等に取り組んでいる中で、極力10億円に近づけるように、今取り組んでいるところです。そんな1億まで枯渇するようなことはないということで大丈夫ですということをおっしゃったまでですので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本田征樹） では、21款の市債の件でございます。

事業名としては、歳入としての事業名としては変わりはないと認識をしております。市債の事業名として、たかはまこども園駐車場整備事業ということで掲げていたところかと承知をしております。

で、歳出のほうで少々分かりにくいというところがございますが、このたびの補正に当たりまして歳出側で特にこの市債に関連しての補正というのはないものですから、少々分かりにくいというところがございますが、財源構成を変更したと。その歳出側でのこの市債を充当する事業として、土地の購入に当たっての経費を予算計上あったかと思えますけれども、その財源構成をこのたび変更させていただいたということがございますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 手元に資料が今ないので正確な答弁にならない可能性もございますが、まず、こども園の名称としてはたかはまこども園になります。

で、予算の科目としては、3款2項2目保育サービス費の16節の公有財産購入費に対してに当たります。

で、税務署の協議につきましては、いわゆる土地開発公社が税務署と協議して、こども育成グループとしては直接税務署との協議に関わっていないという現状でございます。

ただ、目的としては、駐車場も含めたこども園の利用に必要なためということで、目的としてございます。

○議長（杉浦康憲） これをもって歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 補正予算書59ページ、3款2項2目保育園管理運営事業につきまして、2点伺います。

まず、1点目は、庁用器具費と保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金で、つい立てを購入及び補助とあります。このつい立てについてなんですが、子供たちを性被害から防止するために、こういったつい立てで、これをどのように使って被害防止を図るのかについてお願いしたいのと、あと2点目は、保育体制強化事業費補助金についてなんですが、保育所等における保育士の方の負担、大変なもので、様々な業務における支援に対する補助することは必要であると思います。ただ、保育士を増やすことはさらに重要かと思うんですが、そうした方向性の検討はなかったのかについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） まず、パーティションの使用の仕方ですが、いわゆる水遊び等の際に着替えをするのに当たり、今はロープをつるしてカーテンを垂らすというような作業で区切ってはいますが、それが作業、結構難儀をしているという中で、つい立て、パーティションを用意することで保育士の負担等を軽減するという目的と、あと、園児のプライバシーを確保するという位置づけの中で措置するものでございます。

あと、保育体制強化事業費補助金につきましては、いわゆる保育士不足というのが長期化している中で、保育士のいわゆる確保というものは継続しながらも、ただ、その保育士自身が保育以外で行っている、いわゆる用務員的な業務とかそういうものを、負担を軽減することにより、より保育士としての業務の質を高めるというような意図も含めた形の中での、あと、負担の軽減も含めて、対策として今回計上しているものでございます。

○議長（杉浦康憲） 柴口議員、よろしいですか。

13番、倉田議員。

たくさんありますので、まず2款からお願いします。2款のほうの3目で。

○13番（倉田利奈） では、49ページの2款1項11目庁舎管理事業、財産管理事業についてお伺いしていきます。

修繕料45万3,000円及び不動産鑑定料が計上されている理由及び補正予算として上がっていることについて御説明いただきたいのと、それに絡めて、これ、いわゆる庁舎というのは、これ、レンタル物件、リース物件なんですよ。で、それについて、なぜ今回市が修繕費を出して修繕をしなければならないのかについても、併せて説明をお願いしたいと思います。

それから、引き続き、歳出、2款1款16目のこの防犯灯施設事業、同じく2款1項18目の防災活動事業につきまして、光熱水費が補正予算で計上された理由、特に、防犯灯の光熱水費が、これ100万円近く計上されているんですね。何かこれ特別な事情がなければ100万もというのはないと思いますので、そのあたりについても御説明をお願いします。

2款は以上です。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 2款1項11目の庁舎管理事業の修繕費について申し上げます。

庁舎はリース物件ですけれども、市の職員が壊した場合については、さすがにリース会社さんのほうは責任を持って直してくれるわけではございません。で、今回の修繕料、これは、公用車の物損事故によりまして、公用車の地下駐車場に設置している消火設備に衝突しましたことで扉が閉まらない状態となっておりまして、消防点検で不適切とみなされることから早急に修繕する必要があるため補正予算としたものでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（芝田啓二） 防犯灯施設事業と防犯活動事業、それぞれ光熱水費、電気代の補正をお願いいたしておるところでございます。

理由といたしましては、端的に申し上げますと、電気料金の値上げが一番のところでございます。具体的にどれくらい値上がっておるかというところをお示しさせていただきますと、先ほど言われました防犯灯施設事業では、昨年、令和5年度の執行額に対して、今年度、令和6年度の4月から9月までの執行額のこの差額というか上昇率が24.7%でございました。それを基に令和5年度の下半期のものにこの率を掛けて今回の補正の額を出させていただいておるんですけれども、ちょっと具体的に申しますとどこが上がっとるかというところも御説明をさせていただきます。

防犯灯の令和5年度末、令和6年3月分の請求額が128万5,034円でございました。その中の内訳で、再生エネ発電促進賦課金というのが10万1,167円、燃料費の調整額というのが、これマイナスの2万2,350円でございました。比べまして、今年度7月の請求額が165万7,152円と、37万円ほど増加しております。この内訳のところで、再生エネ発電促進賦課金が25万2,009円、燃料費の調整額がマイナスではなくプラスの20万6,337円ということで、この再エネの発電の促進賦課金と燃料費の調整額、このあたりが非常に上がってきておるのが理由でございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本田征樹） 2款1項11目不動産鑑定手数料の増額補正につきまして御説明いたします。

このたびの増額に関しましては、普通財産を処分するに当たりまして、不動産鑑定を実施をして処分価格を算定をしているところでございます。

このたびの増額補正につきましては、本年度内のその鑑定件数が、当初予算にて見込んでおりました件数よりも増加する見込みでありますことから、このたび増額をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、続きをお願いします。

○13番（倉田利奈） これは1回目の続きですか。

○議長（杉浦康憲） 次、3款ですね。3款と。

次、款が、グループ違いますので、3款と7款一緒をお願いします。

○13番（倉田利奈） では、3款の1項10目の障害者医療事業費、精神障害者医療事業、それから、3款1項11目の子ども医療事業、12目の母子家庭等医療事業、それから、13目の後期高齢者福祉医療事業、これ、まとめてお聞きしたいんですけども、それぞれ、これ、補正が必要となった理由について教えていただきたいのと、これ、当初予算の予算計上の仕方について詳しく御説明ください。また、その当初予算の計上の仕方、なぜそのような計上のされ方をしたのかについても、理由も併せてお聞かせいただきたいと思います。

それから、これ、財源内訳を見ると、障害、子ども、母子、後期高齢者、それぞれ全く違うようなのですが、これ、どのようになっているかについても教えていただきたいと思います。

それから、これ、3月に示された、これ、当初予算ですね。これ、私、特別委員会でも申し上げたんですけども、令和5年度、これのときも12月補正しているんですね。補正を行った予算の総額よりも令和6年度の予算のほうが、子ども医療扶助費に対しては3,000万も低く当初予算計上されていて、母子家庭等医療扶助費、こちらについても令和5年度の予算総額よりも237万7,000円も低く計上されていたんですよ。で、これだと私、絶対令和6年度足らなくなりますよということを申し上げたと思うんですよ。で、補正予算ありきの当初予算ではないんですかということも指摘されました。これ、まさしくそのとおりになっているんじゃないでしょうか。もう、その際、市の財政上の都合ということで御理解いただければと思いますと言われたんですけども、これ、財政上の都合というのは、これ、予算低く見せるためではなかったのかどうか、そのあたりについても併せて御意見いただきたいと思います。

それから、歳出、7款1項2目の商工振興事業費、信用保証料補助金294万3,000円、こちらが補正された理由について御説明いただきたいと思います。当初の段階でどう見込んでいたのか。それから、今回補正となった原因。それから、令和4年度実績で令和5年度実績、令和6年度のこれまでの実績についても併せてお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） まず、医療費の補正理由でございます。

こちらのほう、コロナ禍による受診控えが解消となったことにより受診件数が増えて増額したものととなります。

次に、当初予算の計上の仕方でございます。

当初予算につきましては、障害、精神、母子、高齢者のそれぞれの医療につきましては、令和4年度の下半期と令和5年度の上半期のそれぞれ実績を加えた実績に基づき算定しております。

また、子ども医療費につきましては、令和4年度の実績に基づき積算をしております。

次に、財源の内訳でございます。

財源につきましては、まず、精神医療につきましては、県費補助対象も加わっておりまして、こちらのほうがそれぞれ入院と外来で違うんですけれども、入院は入院費にかかった医療費から高額療養費、入院分を引いた0.9掛けで2分の1、また、外来につきましては、医療外来から高額医療の外来分を引いた半分、0.5を掛けた半分の補助額となっております。

また、子ども医療費につきましては、入院分につきましては中学生までの医療費の半額、通院費については未就学児分の医療費の半額が県の補助となっております。

次に、母子手当につきましては、かかった医療費の半額が県補助となっております。

最後、後期高齢者福祉医療につきましても、医療費のかかった半額となっております。

次に、当初予算が足らなかったのではないかというお話でございます。

当初予算につきましては、先ほど申しましたように、実績に基づき積算しましたが、やや見積りが足らなかったことと考えております。それに加えて、今年度につきましては、手足口病などの感染症が流行したことも増加の一因であると認識しております。

最後、補正ありきではないかという話ですけれども、医療費につきましては、感染症の流行により金額が、医療費の増減が考えられますので、実績に基づき積算しているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 経済環境グループ。

○経済環境G（島口 靖） 信用保証料の補助金を今回補正をする理由でございますが、本年度、コロナ禍の再のゼロゼロ融資の借り換えで、物価高騰の影響により、本制度の申請が当初の見込みより増加いたしました。

予算の執行率といたしましては、10月末現在で約7割の執行率となっており、引き続き、市内中小企業者を支援するため、このほど補正をさせていただくものでございます。

次に、当初の見込みでございますけれども、当初の積算につきましては、実はこの制度、令和4年度に補助制度の内容を変更しております。よって、令和5年度の上半期の実績を基に年間の見込額を試算をいたしまして、で、その試算額で令和6年度の予算措置のほうをさせていただいてございます。

最後、3点目の実績でございますけれども、令和4年は、決算額で申しますと1,401万2,500円、申請件数は132件、令和5年は、こちらも決算額です、1,179万5,400円、申請件数は150件で、本年10月末時点の交付実績といたしまして、742万8,900円、申請件数といたしましては93件でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

2回目でございます。

○13番（倉田利奈） では、2回目お聞きしたいと思います。

不動産鑑定料の、これ、普通財産の処分が思ったより増えたということなんですけれども、何件から何件で、主なところはどこになるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、子ども医療費、なぜ子ども医療費だけ、ほかの医療事業については4年度の下半期と5年度の上半期を基に当初予算計上されているのに、なぜ子ども医療費だけ4年度の実績に基づいてやったのかというのが、ちょっと私、理解できないのと、あと、先ほど感染症の拡大もあるとかおっしゃったんですけど、やっぱり伸び率も、それから感染症拡大も加味して私はやはり予算計上しなければ、常に補正、補正、補正ばかりなんですよね、高浜市。これ、やはり、ちょっとなかなか理解できないんですけれども、そういうふうの実績、伸び率は加味されているのか、されていないのか。それから、子ども医療についても、なぜ4年度の実績になったのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほど伸び率について、もし計上されているのであれば、どのように計上した率、その率に基づく根拠についても教えていただきたいと思います。

それから、先ほど財源内訳について、後期高齢者半額補助というふうにたしか御答弁あったと思うんですけど、これ、補正を見ると全て一般財源になっているんですけど、後期高齢者、今回、国県支出金とかがないということの理由についてもお聞かせいただけたらと思います。

それから、ちょっと、これ、厳しいこと言いますけれども、この財政上の都合というのが、やはり、これ、予算低く見せるためじゃないのかなと思うんですけども、その辺のお考えですね、ぜひ執行部の副市長なり総務部長なりにお答えいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） それでは、2款1項11目の不動産鑑定手数料の件数等でございますが、当初予算では6件を見込んでおりましたところです。

で、このたび、今後4件増加するという見込みがありますことから、その必要な経費を増額させていただくというものでございます。

その場所としましては、市内各所というところでございます。本郷町、青木町、呉竹町、八幡町を見込んでいます。その以上4件でございます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） その財政上の都合というのが、私も答弁した記憶はございませんが、当初予算の編成上の一応ルールとして、前々年度の下半期と前年度の上半期で積算をしてくださいというようなことは申し上げております。

ただ、さっきも市民窓口グループリーダーが答弁いたしましたように、感染症の流行とか、それはあるかどうか分からないものですから、あればそこは当然増えてきますので、それは補正予算で対応するというのは、それは別に問題ないと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 子ども医療費だけ、なぜ4年度実績なのかというところですけども、こちらにつきましては、予算特別委員会で、3月定例会で審議したところなのかなと考えております。

次に、伸び率を、補正予算伸び率を加味しているのかというところですけども、こちらのほうは実績に基づき積算しております。

財源内訳でございます。後期高齢者、なぜ今回支出金の補正が上がっていないのかというところでございますが、後期高齢の福祉医療としては2分の1県補助が出ておりますけれども、今回補正には上げていないというところでございます。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第8 議案第76号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）についての総括質疑を行います。

質疑に当たりましては、ページ数及び款、項、目、節をお示しいただくようお願いいたします。

歳入歳出を分けて質疑を行います。

初めに、歳入についての質疑を許します。

通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すみません、歳出というよりも歳出と歳入における分からないところがあるので、すみません、一括で質問してもよろしいでしょうか。1問になりますので。

○議長（杉浦康憲） 歳入と歳出が混じったものと。

○13番（倉田利奈） はい、混じった質問なんですけれども、よろしいでしょうか。

これ補正予算書の、これ96ページを御覧いただきたいんですけども、96ページ、これ見ますと、いわゆる正規職員が1名減で短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員が1名増となっていることから、これ、増減により、ページ戻って94ページですね、これ、歳出の1款1項1目の一般管理費においてマイナス445万4,000円の減と示されているかと思います。

で、この職員の人件費については一般会計から繰り入れることができると思うので、この金額が歳入の4款1項1目の一般会計の繰入金と同額になるのかなと思ったんですけども、これ、金額が違ってきているものですから、御説明いただけたらと思います。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） 93ページの職員給与費等繰入金と歳出一般管理費との差額という部

分でございます。

1万7,000円差額が生じておりますが、この1万7,000円の差額につきましては、会計年度任用職員の通勤手当を予備費から充用したしたことにより差額が生じたものでございます。

この会計年度任用職員は、4月から7月に着任し、この会計年度任用職員の通勤手当を支払うため、6月補正では間に合わないことから、1万7,000円を予備費から充用いたしました。今回の人件費の補正額は、マイナス445万4,000円でございますが、予備費から充用した通勤手当1万7,000円も一般会計から繰り入れる費用に当たりますので、今回の人件費の補正に合わせて人件費の補正額マイナス445万4,000円から予備費充用した会計年度任用職員の通勤手当1万7,000円を加味したマイナス443万7,000円が一般会計繰入金の補正額となります。

○議長（杉浦康憲） これをもって歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

合わせてだから……すいません。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第9 議案第77号から議案第79号までを会議規則第34条の規定により一括議題とし、総括質疑を行います。

質疑の通告はありませんでしたので、これをもって質疑を終結いたします。

各議案につきましては、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会の開催により、12月7日から12月17日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、12月7日から12月17日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、12月18日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時44分散会
